

中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外での最終処分を  
完了するための取組の進捗状況に関する報告

平成 28 年 5 月 環境省

日本環境安全事業株式会社法（平成 26 年法律第 120 号）に関する附帯決議に基づき、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するための必要な措置に係る取組の進捗状況について報告する。

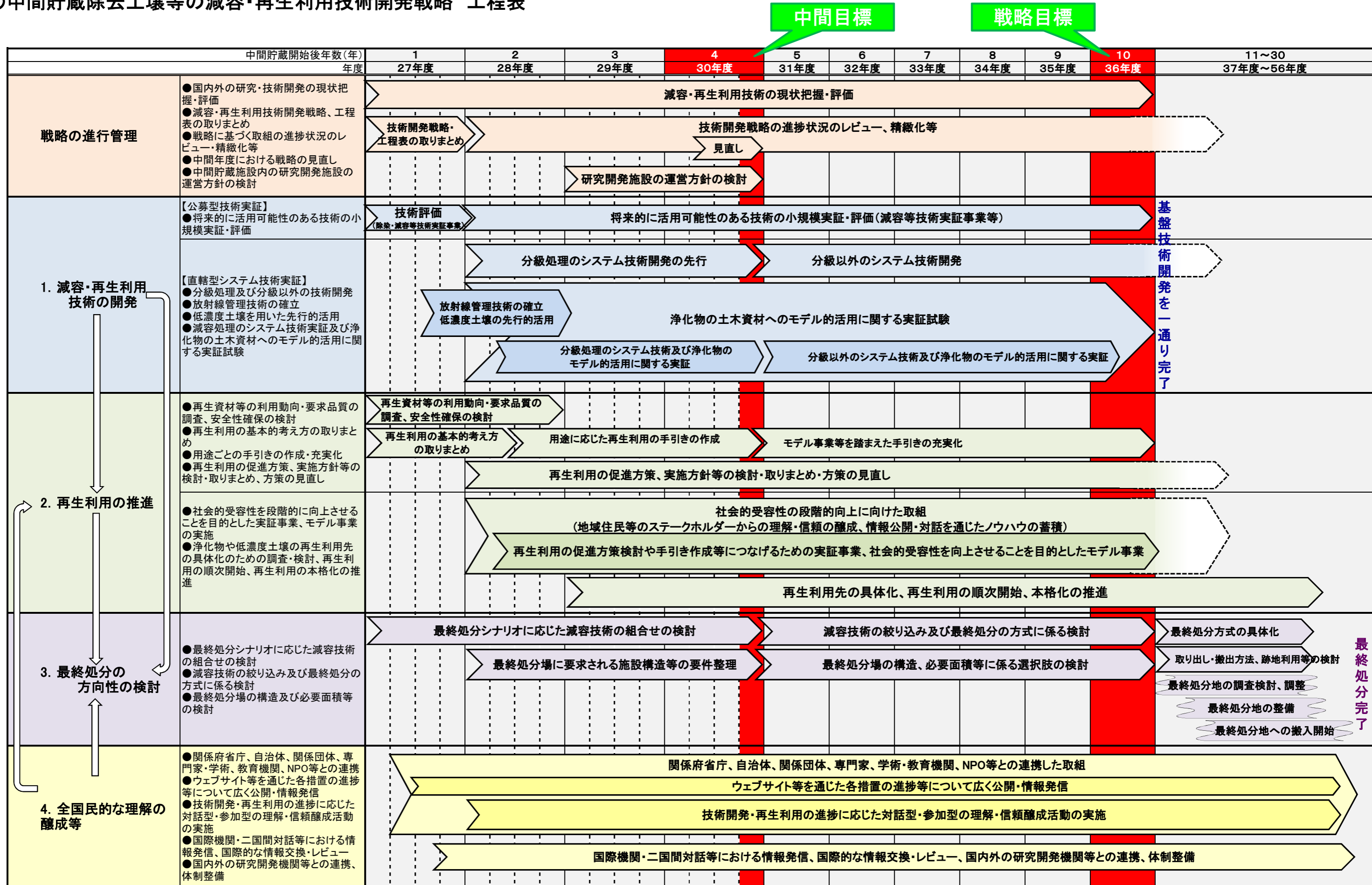
環境省では、昨年 7 月、有識者による中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会を設け、分級処理などの減容技術の現状把握等を行うとともに、減容・再生利用技術の開発、再生利用の推進等に関して専門的・技術的な検討を行い、平成 28 年 4 月、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分の完了に向け、技術開発等の取組に係る中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」（以下、「戦略」という。）及び工程表を策定した（概要は以下のとおり）。

今後、本戦略及び工程表に沿って、最終処分が必要な土壌等の放射能濃度や量を絞り込むため、減容技術の開発、再生利用の推進等の取組を着実に進めていくこととする。

【戦略及び工程表の概要】

- 戦略においては、①適切な前処理や減容技術の活用により再生利用の対象となる土壌等（以下、「浄化物」という。）の量を可能な限り増やすことにより、最終処分量の低減を図ること、②減容・再生利用の実施に必要な基盤技術の開発を今後 10 年程度で一通り完了させ、最終処分の方向性を明確化すること、③安全性の確保と地元の理解を得て再生利用の実現を図ること、④減容・再生利用及び最終処分に関する全国的な理解の醸成のための取組を進めること等の基本的な考え方を定めた。
- 工程表においては、減容・再生利用技術の開発、再生利用の推進、最終処分の方向性の検討、全国的な理解の醸成等について、今後 10 年程度で達成すべき技術開発の目標（以下、「戦略目標」という。）及び中間年度（平成 30 年度）における目標（以下、「中間目標」という。）を設定した。特に、中間年度において、達成状況、技術開発、再生利用の見通し等を総合的にレビューし、戦略の見直しを行う。
- 中間目標としては、分級処理のシステム技術開発及び浄化物の活用に関する実証試験を進めること、再生利用の基本的考え方を明確にすること、最終処分場に要求される施設構造等の要件を整理すること等を設定した。また、戦略目標としては、分級以外のシステム技術開発及び浄化物の活用に関する実証試験を進めること、再生利用を本格化させること、最終処分場の構造、必要面積等に係る選択肢を検討すること等を設定した。
- 中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分の完了に向けて、戦略に基づき、今後 10 年程度で基盤技術の開発を一通り完了し、再生利用を本格化することを目指し、減容・再生利用技術の開発、再生利用の推進、最終処分の方向性の検討等の取組を着実に進める。

○中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表



※中間貯蔵開始後11年目から30年目にかけては、最終処分の方向性を明確化した上で、最終処分地に係る調査検討・調整、最終処分地の整備、最終処分地への搬入等を順次実施していく。